

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）が、法令に定めるほか、事業の遂行状況、財務資料等の公開に必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(閲覧の対象となる書類)

第3条 情報公開の対象となる書類は次のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業計画書及び収支計算書

(利用者の責務)

第4条 前条に定める情報公開の対象となる書類の閲覧をした者は、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用するとともに、関係者のプライバシーや権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(閲覧の場所及び日時)

第5条 書類の閲覧場所は、本会の事務所とする。

2 書類の閲覧が可能な日は、本会の休日以外の日とし、書類の閲覧が可能な時間は、本会の業務時間のうち、午前10時から午後3時までとする。ただし、正当な理由があるときは、本会が閲覧の日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第6条 本会は、前条の規定による閲覧のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は令和2年3月13日から施行する。